

## 小国町地熱資源の適正活用に関する条例

### (前文)

阿蘇山の北部、九重山系の西部に位置する小国町は、地下に存する蒸気・熱水（以下、「地熱資源」という。）に恵まれている。

その地熱資源は、町特有の貴重な財産であり、効果的かつ効率的な活用は、豊かなまちづくりにつながるものとする。

しかしながら、その活用を誤ると地下資源全体の減少を引き起こすことも懸念され、取扱いに慎重さも求められる。将来にわたって持続可能であり続けるよう、秩序ある活用を行うことは、私たちに課せられた使命である。

また、地熱資源は、資源の乏しい我が国において、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源を担うことが期待されているエネルギー源であり、資源量に見合った地熱発電開発は時代の要請でもある。

このことを踏まえ、先人から受け継いできた地熱資源をはじめとする豊かな自然環境を守りながら、適切な地熱発電開発が行われるよう、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、町内に存する地熱資源が町及び町民の貴重な財産であるという認識の下、地熱発電開発に必要な事項を定めることにより、地熱資源の適正かつ持続的活用を進め、地域経済の振興と福祉の増進等に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 地熱資源を活用して発電を行う際には、既存の温泉及び、地熱・温泉熱発電所への影響並びに環境及び景観との調和に十分配慮しながら、将来にわたって持続可能なものとし、町の地域振興に寄与するよう行わなければならない。

2 地熱資源は地下深部に存し、地表面から直接見ることができないため、地熱発電開発においては、主な段階において事業内容の確認を受けながら、慎重に手順を踏んで実施されなければならない。

### (法令等の遵守)

第3条 町内において、地熱資源を活用した発電を行う目的をもって土地を掘削しようとする者は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び関係法令によるもののほか、この条例に従わなければならない。

### (定義)

第4条 この条例において「地熱発電事業者」とは、町内で地熱資源を活用し、発電事業を行おうとする者をいう。

2 この条例において「事業計画」とは、地熱発電事業者が行う、事業候補地、事業実施体制、事業スケジュール、開発計画と周辺地域の他の類似事業の関係性を示すもの、周辺環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画その他事業の内容が分かる計画をいう。

(町の責務)

第5条 町は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、地熱資源の活用を進めるものとする。

2 町は、事業計画を協議するに当たり、地域住民及び関係機関と連携を取りながら、その意見を反映させるよう努めなければならない。

(地熱発電事業者の責務)

第6条 地熱発電事業者は、その事業活動によって、既存の温泉、地熱・温泉熱発電所並びに町の自然環境の保全及び生活・生産環境の形成に支障を来すことがないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 地熱発電事業者は、湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、当該事業が原因であった場合には、必要な措置を講じるとともに、町が地熱資源の保護に関する施策を実施する場合には、それに協力しなければならない。

3 地熱発電事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、町、地域住民の代表、温泉事業者その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならない。

(地熱資源活用審議会の設置)

第7条 町長の諮問機関として、小国町地熱資源活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、事業計画又は第10条に規定する変更事業計画に関し、審議、調査等を行うとともに、地熱資源の保護及び地熱資源活用に関し、町長に答申する。

(事業計画の提出等)

第8条 地熱発電事業者は、地熱発電事業を行うに当たって、次に掲げる時点で、事業計画を町に提出し、あらかじめ町長の同意を得なければならない。ただし、第1号の規定については、町長の判断により省略することができるものとする。

(1) 資源量調査を行う前

(2) 温泉法第3条若しくは第11条の規定による申請を行う前

(3) 発電所建設を行う前

2 町長は、事業計画を受理したときは、審議会に諮問する。

3 町長は、事業計画を受理したときは、必要に応じて隣接する市町に情報を提供し、意見を求めることができる。

4 町長は、審議会の答申等を参考に同意についての判断を行うものとし、また、同意に際しては、条件を付することができる。

5 地熱発電事業者は、前項の条件を事業計画に反映させなければならない。

(同意の取消し)

第9条 町長は、前条の規定による同意の後においても、地熱資源又は自然環境の保全及び生活・生産環境の形成等に著しい影響を及ぼし、その他著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、同意を取り消すことができる。

(変更手続)

第10条 地熱発電事業者は、第8条第1項の同意を得た後、事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、変更を行おうとする日の60日前までに変更後の事業計画(以下「変更事業計画」という。)を町に提出し、同意を得なければならない。

2 第8条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の規定により変更事業計画が提出された場合について準用する。この場合において、第8条第2項及び第4項中「事業計画」とあるのは「変更事業計画」と同条第4項中「前項」とあるのは「第10条第2項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(協定の締結)

第11条 地熱発電事業者は、第8条第1項又は第10条第1項の同意を得るに当たり、事業内容等に関して、町と協定を締結しなければならない。

(勧告等)

第12条 町長は、地熱発電事業者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 事業計画又は変更事業計画を提出しない地熱発電事業者に対し、当該計画を提出するよう勧告すること。
- (2) 町が審議、調査等において必要とする情報を文書により求め、又は必要な立入調査を行うこと。

(勧告に従わない地熱発電事業者に対する措置)

第13条 町長は、前条の措置に従わない地熱発電事業者に対し、次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 事業計画に対する同意の拒否
- (2) 地熱発電事業者の名称及び勧告内容の公表

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

2 この条例に基づき手続を行う場合、「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例(平成8年小国町条例第1号)」に定める手続きに代えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に温泉法第3条及び第11条の規定による申請を行っている地熱発電事業者は、第8条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日以内に、事業計画を町に提出し、同意を得なければならない。